代理人による申請／受理について

申請者本人による申請・受理を原則としていますが、やむを得ない場合は、代理人でも可能です。

ただし、申請か受理か、どちらか1回は必ず申請者本人に窓口までお出向きいただき、顔写真のついている公的な身分証明書での本人確認を行います。

※顔写真のついている身分証明書がない等の場合は健康保険・国民健康保険・共済組合証・国民年金等で可

代理人による申請

やむを得ない理由により本人が申請できない場合には、代理人が申請を行うことができます。

**ただし、受取りは必ず申請者本人になります。**

代理人申請に必要なもの

・申請に必要な書類一式

・やむを得ない理由を記した委任状（申請人の氏名は必ず自署してください。）

・代理人の顔写真がついている公的な身分証明書（原本）

・申請者本人の顔写真がついている公的な身分証明書（写し可）

※顔写真のついている身分証明書がない等の場合は健康保険・国民健康保険・共済組合証・国民年金等で可

代理人による受理

申請者本人が申請した場合に限り、やむを得ない理由により本人が受理できない場合には代理人が受理を行うことができます。**代理人による申請をしたときは、受取りは必ず申請者本人となります。**

代理人受理に必要なもの

・交付通知はがき

・はんこ（認印可）

・既存の二級・木造建築士免許証もしくは免許証明書（新規申請、再交付（亡失）申請者は除く）

・やむを得ない理由を記した委任状（申請人の氏名は必ず自署してください。）

・代理人の顔写真がついている公的な身分証明書（原本）

・申請者本人の顔写真がついている公的な身分証明書（写し可）

※顔写真のついている身分証明書がない等の場合は健康保険・国民健康保険・共済組合証・国民年金等で可